

第1章 総則

第1節 目的

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号）第7条の規定に基づく消防同意及び第17条に基づく消防用設備等の規定に係る審査及び事務処理に必要な事項を定め、当該事務等における公平性と透明性の確保を図るとともに、防火対象物の安全性向上に寄与することを目的とする。

第2節 運用上の留意事項

この基準は、法令基準に基づくものに加え、火災の予防、火災による被害の軽減という行政目的達成のため、防火対象物の用途、特性に応じた安全対策を向上するために本市が附加した行政指導事項も含まれている。

これらの指導事項（●で表示）については、防火対象物の安全性向上のために相応の効果があるものとして定めたものであるが、防火対象物の関係者、設計者及び施工者等（以下「関係者等」という。）に法的な義務を課すものではなく、相手方の任意の協力により実現されるものであることを前提としなければならない。

つまり、職員が当該防火対象物の関係者等に対して、火災安全向上の必要性や具体策について火災事故事例や技術的背景等を踏まえた説明を行い、防火対象物の関係者に判断を委ね、その理解を得てはじめて具現化するものであることに留意する必要がある。

また、当該事項については、指導経過等を明確に記録する等、事務処理上の不均衡を生じないよう配慮が必要である。

第3節 用語

この基準における用語は次のとおりとする。

- (1) 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (3) 規則とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (4) 危政令とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (5) 危省令とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- (6) 条例とは、千葉市火災予防条例（昭和37年千葉市条例第4号）をいう。
- (7) 条則とは、千葉市火災予防規則（昭和56年千葉市規則第49号）をいう。
- (8) 施行規程とは、千葉市火災予防施行規程（平成56年千葉市消防局告示第1号）をいう。
- (9) 同意規程とは、千葉市消防同意等事務処理規程（昭和59年消防局訓令（甲）第13号）をいう。
- (10) 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (11) 建基令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (12) 建基則とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- (13) JISとは、日本産業規格をいう。
- (14) 主要構造部とは、建基法第2条第5号に規定するものをいう。
- (15) 特定主要構造部とは、建基法第2条第9号の2イに規定するものをいう。
- (16) 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- (17) 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- (18) 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- (19) 準防火構造とは、建基法第23条に規定する準防火性能を有するものをいう。
- (20) 防火設備とは、建基法第2条第9号の2ロ及び第61条に規定するものをいう。
- (21) 特定防火設備とは、建基令第112条第1項に規定するものをいう。
- (22) 防火戸とは、建基令第109条第1項に規定するものをいう。
- (23) 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- (24) 準不燃材料とは、建基令第1条第5号に規定するものをいう。
- (25) 難燃材料とは、建基令第1条第6号に規定するものをいう。
- (26) 認定品とは、規則第31条の4第2項に規定する登録認定機関により認定されたものをいう。
- (27) 耐火配線とは、規則第12条第1項第4号ホの規定による配線をいう。
- (28) 耐熱配線とは、規則第12条第1項第5号の規定による配線をいう。

凡 例

無印：法令基準

●：行政指導基準を示す印